細胞治療認定管理師制度 規則第7条、13条、第14条、第17条、第19条の 改正について

(下線部が改正部分)

(細胞治療認定管理師制度指定研修施設)

第7条

3 日本輸血・細胞治療学会理事長および日本造血細胞 移植学会理事長(以下、理事長という)は、認定した 施設に対して、「細胞治療認定管理師制度指定研修施 設認定証」を 交付する。

(登録)

第13条

3 理事長は、登録者に「細胞治療認定管理師認定 証」を交付し、その旨を日本輸血・細胞治療学会誌 等に発表する。

(登録更新)

第14条

4 協議会は、審議会の報告に基づき、協議会の議決 を経て、登録更新審査の合格者の登録を更新する。 理事長は、「細胞治療認定管理師認定証」を交付す る。 (細胞治療認定管理師制度指定研修施設)

第7条

3 日本輪血・細胞治療学会理事長および日本造血細胞 移植学会理事長(以下、理事長という)は、 協議会長 は、協議会を構成する学会の理事長に報告するととも に、 認定した施設に対して、「細胞治療認定管理師制度 指定研修施設認定証」を交付する。

(登録)

第13条

3 <u>理事長は、 協議会長は、協議会を構成する学会の</u> <u>理事長に報告するとともに、</u>登録者に「細胞治療認定管 理師認定証」を交付し、その旨を日本輸血・細胞治療学 会誌等に発表する。

(登録更新)

第14条

4 協議会は、審議会の報告に基づき、協議会の議決を経て、登録更新審査の合格者の登録を更新する。<u>理事</u> <u>長は、協議会長は、協議会を構成する学会の理事長</u> <u>に報告するとともに、</u>「細胞治療認定管理師認定証」を 交付する。

(登録更新)

第14条

6 海外留学、病気、産休、育休その他審議会が妥当 と認める理由があれば、更新を保留できる。なお、 保留期間中は細胞治療認定管理師の認定を有するも のとするが、次の認定期間の延長は認められない。 更新保留は、更新期日までに文書で審議会に申請し なければならない。

(改廃)

第 17 条 この規則の改廃は、審議会で審議し、協議会、日本輸血・細胞治療学会理事会および日本造血細胞移植学会理事会の承認を経て行われる。

(附則)

第 19 条 この規則は、平成 27 年 5 月 29 日より 施行する。

(登録更新)

第14条

6 海外留学、病気、産体、育体その他審議会が妥当と 認める理由があれば、更新を保留できる。なお、保留 期間中は細胞治療認定管理師の認定を有するものとす るが、次の認定期間の延長は認められない。やむを得 ない理由(海外留学、病気、産休、育休、介護、その 他審議会が妥当と認める理由)により更新の申請手続 き延期を希望するものは、最長3年間に限り認めること がある。その場合も、更新認定期間は本来の次回更新 時期までとする。なお、保留期間中は細胞治療認定管 理師の認定資格はないものとする。協議会を構成して いる学会の休会中も、細胞治療認定管理師資格はない ものとする。</u>更新保留は、更新期日までに文書で審議 会に申請しなければならない。

(改廃)

第 17 条 この規則の改廃は、審議会で審議し、協議会、日本輸血・細胞治療学会理事会および日本造血細胞移植学会理事会の承認を経て行われる。

2 協議会長は、協議会を構成する学会の理事長にその 旨を報告する。

(附則)

第 19 条 この規則は、平成 27-2015年 5 月 29 日より施行する。

細胞治療認定管理師制度 細則第3条、6条、第11条、第12条の改正について

(下線部が改正部分)

改正前

改正後

(指定研修施設の認定および認定更新)

第3条 指定研修施設の認定および認定更新については、審議会の審議に基づいて決定され、協議会にて承認を得る。理事長が当該施設に委嘱し、施設長の同意が得られたのち認定証を交付する。

(指定研修施設における研修)

第 6 条 申請者は、指定研修施設あるいは審議会が 開催する研修を受講しなければならない。研修の日 時、場所などは申請書類受領後に各申請者に通知す る。

(改廃)

第 11 条 この細則の改廃は、審議会で審議し、協議会、日本輸血・細胞治療学会理事会および日本造血細胞移植学会理事会の承認を経て行われる。

(附則)

第 12 条 この細則は、平成 27 年 5 月 29 日より施行する。

(指定研修施設の認定および認定更新)

第3条指定研修施設の認定および認定更新については、審議会の審議に基づいて決定され、協議会にて承認を得る。理事長協議会長が当該施設に委嘱し、施設長の同意が得られたのち認定証を交付する。

2 更新の書式は別に定める。

(指定研修施設における研修)

第 6 条 申請者は、指定研修施設あるいは審議会が開催する研修を受講しなければならない。研修の日時、 場所などは申請書類受領後に各申請者に通知する。

2 指定研修施設は、認定試験とは別に、審議会・協議会主催の研修の場を提供し、細胞調製を行う技能者の 養成や継続的教育を支援する。

(改廃)

第 11 条 この細則の改廃は、審議会で審議し、協議会、日本輸血・細胞治療学会理事会および日本造血細胞移植学会理事会の承認を経て行われる。

2 協議会長は、その旨を、協議会を構成する学会の理 事長に報告する。

(**附付**則)

第 12 条 この細則は、<u>平成 272015</u>年 5 月 29 日より施行する。

細胞治療認定管理師制度 審議会申し合わせ事項の施行について

(下線部が改正部分)

改 正 前	改 正 後
	V. 細胞治療認定管理師制度審議会申し合わせ事項 2019年5月22日 施行
	(認定管理師取り消し後の復活)
	第1条 やむを得ない理由による学会費滞納または登
	録更新の機を失したため取り消された認定管理師資格 は、審査の上、復活を認めることがある。
	(2019年5月22日申し合わせ)
	(2013-10)122 H (1. O L 42 C)
1	